

平成26年1月6日

令和8年2月12日一部改正

法務省大臣官房会計課長決定

法務省契約監視会議について

1 趣旨

法務省（地方支分部局等を含む。以下同じ。）が行う入札及び契約の過程並びに契約の内容の適正を確保するため、法務省契約監視会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の目的

会議は、法務省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事項を行う。

- (1) 法務省が締結した物品の買入れ及び役務の提供等を対象とした契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等の報告を受け、競争性、公正性等に関する審議を行い、会計課長に対して必要な意見の具申を行うこと。
- (2) 「調達改善の取組の推進について」（令和8年1月27日行政改革推進会議決定）に基づく取組について、法務省行政事業レビュー推進チームに対して指導、助言等を行うこと。

3 会議の構成等

- (1) 会議は、省外の有識者（以下「委員」という。）をもって構成する。
- (2) 委員は、公正・中立の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他の職務を適切に行うことができる学識経験等を有する者の中から、会計課長が委嘱する。委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- (3) 委員の数は、3人とする。
- (4) 委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

- (5) 委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、また同様とする。
- (6) 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
座長は、委員を代表して会議の取りまとめを行う。
座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

4 会議の開催

- (1) 会議は、原則として、年3回開催し、その時期はおおむね6月、11月及び3月とする。ただし、このほか必要に応じて開催することを妨げない。
- (2) 会議は非公開とし、毎回、議事概要を作成してこれを公表する。

5 事務局

会議の事務局を法務省大臣官房会計課に置き、庶務等を処理する。

6 その他

会議の議事運営に必要な事項については、別に定める。